

農林水産省補助事業

韓国 輸入食品安全管理特別法 施行令（仮訳）

2016年7月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ソウル事務所

農林水産・食品部 農林水産・食品課

本仮訳は、2015年2月3日に韓国で制定された「輸入食品安全管理特別法」（2016年2月4日施行）に付随して制定された「輸入食品安全管理特別法施行令」（2016年2月4日施行）をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文もご確認ください。

<http://www.law.go.kr/lsEfInfoP.do?lsiSeq=180071#>

【免責条項】本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

輸入食品安全管理特別法施行令

[施行 2016.2.4.] [大統領令 第26936号, 2016.1.22., 制定]

食品医薬品安全処（輸入食品政策課） 043-719-2181

第1条（目的） この令は、「輸入食品安全管理特別法」から委任された事項とその施行に必要な事項を規定することを目的とする。

第2条（営業の種類と範囲） 「輸入食品安全管理特別法」（以下"法"という）第14条第1項各号にともなう営業の種類とその範囲は、次の各号の区分のとおりである。

1. 輸入食品等の輸入・販売業：輸入食品等を輸入して販売する営業。ただし、法第2条第1号にともなう食品等の採取・製造または加工に使用される機械を輸入する場合は除く。
2. 輸入食品等の申告代行業：第1号にともなう輸入食品等の輸入・販売業者（法第15条第6項により登録したものとみなす営業者を含む）のために、法第20条第1項にともなう輸入申告を代行する営業
3. 輸入食品等のインターネット購買代行業：国内消費者の要請により海外販売者のサイバーモール（コンピュータ等と情報通信設備を利用して財貨等を取り引きすることができるように設定された仮想の営業場をいう）等から輸入食品等の購買を代行して輸入する営業
4. 輸入食品等の保管業：法第20条第1項にともなう輸入申告の対象となる輸入食品等を総理令に定める施設または場所に保管する営業

第3条（変更登録の対象） 法第15条第1項後段において"大統領令に定める重要な事項"とは、営業所の所在地をいう。

第4条（営業登録を行ったものとみなす営業者） 法第15条第6項において"大統領令に定める営業者"とは、次の各号の営業者をいう。

1. 「食品衛生法施行令」第21条第1号にともなう食品製造・加工業、同条第3号にともなう食品添加物製造業、同条第5号イ目3) にともなう流通専門販売業または同条第7号にともなう容器・包装類製造業の営業者
2. 「健康機能食品に関する法律施行令」第2条第1号にともなう健康機能食品製造業または同条第3号イ目にともなう健康機能食品流通専門販売業の営業者
3. 「畜産物衛生管理法施行令」第21条第3号にともなう畜産物加工業、同条第4号にともなう食肉包装処理業または同条第7号オ目にともなう畜産物流通専門販売業の営業者

第5条（所属機関の長） 法第25条第1項において"大統領令に定めるその所属機関の長"とは、地方食品医薬品安全庁長をいう。

第6条（行政応援の手続き等） ①食品医薬品安全処長（地方食品医薬品安全庁長を含む。以下、この条において同様）は、法第25条第2項にともない関係行政機関の長、特別市長・広域市長・特別自治市長・道知事・特別自治道知事または市長・郡首・区庁長（自治区の区庁長をいう）に行政応援を要請するときには、応援が必要な地域、業務遂行の内容、衛生点検班の編成および運営に関する計画を樹立して通報しなければならない。

②第1項にともなう行政応援業務を遂行する公務員は、食品医薬品安全処長の指揮・監督を受ける。

③第1項にともなう行政応援にかかる費用は、食品医薬品安全処長が負担する。

第7条（登録取り消し等） ①食品医薬品安全処長は、法第29条第1項により営業の登録を取り消すか、もしくは営業の停止を命じるときには、処分事由および処分内容等が記された文書により行わなければならない。

②食品医薬品安全処長は、第1項による処分を行うために法第32条第2号にともなう聴聞を行うか、もしくは「行政手続き法」第27条にともなう意見提出を受けたときには、特別な事由がなければ、その手続きを終えた日から14日以内に処分を行わなければならない。

第8条（閉鎖措置手続きの例外） 法第31条第3項ただし書きにおいて"大統領令に定める切迫した理由"とは、次の各号のいずれか一つに該当する場合をいう。

1. 「食品衛生法」第4条第1号から第4号まで、「健康機能食品に関する法律」第23条第1号から第4号まで、または「畜産物衛生管理法」第33条第1項第1号から第4号までの規定に違反して営業を継続する場合
2. 法第31条第1項にともなう措置の対象となる営業所であつて、営業を継続すれば、人獣共通感染症・食中毒等、公衆衛生に重大な危害が発生する恐れがあると認められる場合

第9条（営業停止処分に代えて賦課する課徴金の算定基準） 法第33条第1項本文により賦課する課徴金の算定基準は、別表1のとおりである。

第10条（課徴金の賦課および納付手続き） ①食品医薬品安全処長は、法第33条第1項本文により課徴金を賦課しようとするときには、その違反行為の種類と該当課徴金の金額等を明示して、納付することを文書により通知しなければならない。

②第1項により通知を受けた者は、通知を受けた日から20日以内に課徴金を食品医薬品安全処長が定める収納機関に納付しなければならない。ただし、天災地変もしくはその他のやむをえない事由によりその期間に納付することができないときには、その理由が解消された日から7日以内に納付しなければならない。

③第2項により課徴金の納付を受けた収納機関は、領収証を納付者に発行しなければならない。

らないとともに、納付を受けた事実を遅滞なく食品医薬品安全処長に通知しなければならない。

第11条（課徴金賦課処分取り消し対象者等） 法第33条第4項本文により課徴金賦課処分を取り消し、営業停止処分を行うか、もしくは国税滞納処分の例に従い課徴金を徴収しなければならない対象者は、課徴金を期限内に納付しない者であって、1回の督促を受け、その督促を受けた日から15日以内に課徴金を納付しない者とする。

第12条（危害輸入食品等の販売等にもなう課徴金の算定基準等） ①法第34条第1項により賦課する課徴金の金額は、同項各号のいずれか一つに該当する者が販売した該当輸入食品等の販売量に販売価格を乗じた金額とする。

②第1項にもなう販売量は、該当輸入食品等を最初に販売した時点から摘発時点までの出荷量として、回収量および返品・検査等の事由により実際に販売されなかった量を除いた数量とする。

③第1項にもなう販売価格は、販売期間中価格が変動した場合には、販売時期別価格とする。

④法第34条第1項にもなう課徴金の賦課・納付手続きに関しては、第10条を準用する。

第13条（違反事実の公表） 法第35条にもなう公表は、次の各号の事項を食品医薬品安全処のインターネットホームページまたは「新聞等の振興に関する法律」第9条第1項により登録した全国を普及地域とする一般日刊新聞に掲載する方法により行う。

1. 「輸入食品安全管理特別法」違反事実の公表という内容の表題
2. 営業の種類
3. 営業所名称、所在地および代表者氏名
4. 輸入食品等の名称（畜産物中、食肉の場合には食肉の種類と部位をいう）
5. 製造年月日・輸入年月日または賞味期限
6. 違反内容（違反行為の具体的な内容と根拠法令を含む）
7. 行政処分の内容、処分日および期間
8. 取り締まり機関および摘発日

第14条（権限の委任・委託） ①食品医薬品安全処長は、法第40条第1項により次の各号の権限を地方食品医薬品安全庁長に委任する。

1. 法第15条第1項にもなう営業の登録および変更登録
2. 法第15条第3項にもなう廃業申告および変更申告の受付
3. 法第15条第4項にもなう登録事項の職権抹消および営業者の廃業の有無に対する情報提供要請
4. 法第16条第3項にもなう地位継承申告の受理
5. 法第20条第1項にもなう輸入申告の受理および同条第4項にもなう賞味期限の設定事由書報告・変更報告の受付

6. 法第21条第1項および第2項にともなう検査
7. 法第23条にともなう輸入食品等の流通履歴追跡管理の登録、登録取り消し等の処分および調査・評価
8. 法第26条第1項にともなう教育命令
9. 法第27条にともなう是正命令
10. 法第28条第1項にともなう施設改善命令
11. 法第29条にともなう営業の登録取り消しおよび営業停止命令
12. 法第31条第1項および第2項にともなう営業所閉鎖のための措置、封印解除および掲示文等の除去
13. 法第32条第2号にともなう聴聞
14. 法第33条および第34条にともなう課徴金の賦課・徴収
15. 法第38条第2項にともなう衛生証明書等の発給（「健康機能食品に関する法律」第15条第2項にともなう認定に関する証明書発給は除く）
16. 法第46条第1項および第2項にともなう過怠料の賦課・徴収

②食品医薬品安全処長は、法第40条第2項により法第23条にともなう輸入食品等の流通履歴追跡管理に関する業務中、次の各号の業務を「食品衛生法」第67条第1項にともなう食品安全情報院に委託する。

1. 輸入食品等の流通履歴追跡管理のための情報システムの構築および管理
2. 輸入食品等の流通履歴追跡管理に関する教育および広報
3. その他、輸入食品等の流通履歴追跡管理に必要であると食品医薬品安全処長が認める業務

第15条（固有識別情報の処理） 食品医薬品安全処長（第14条第1項により食品医薬品安全処長の権限の委任を受けた者を含む）は、次の各号の事務を遂行するために避けられない場合、「個人情報保護法施行令」第19条第1号による住民登録番号または同条第4号による外国人登録番号が含まれた資料を処理することができる。

1. 法第10条にともなう海外食品衛生評価機関指定等に関する事務
2. 法第15条にともなう営業の登録等に関する事務
3. 法第16条にともなう営業の継承に関する事務
4. 法第20条にともなう輸入申告等に関する事務
5. 法第21条にともなう輸入検査等に関する事務
6. 法第25条にともなう出入り・検査・回収等に関する事務

第16条（過怠料の賦課基準） 法第46条第1項および第2項による過怠金の賦課基準は、別表2のとおりである。

附則<第 26936 号、2016.1.22.>

第1条（施行日） この令は、2016年2月4日から施行する。

第2条（営業登録に関する経過措置） この令施行当時、第2条第2号にともなう輸入食品等の申告代行業、同条第3号にともなう輸入食品等のインターネット購買代行業または同条第4号にともなう輸入食品等の保管業に該当する営業を行っている者は、この令施行以後6ヶ月までは、法第15条第1項にともなう営業登録をせずに該当営業を行うことができる。

第3条（他の法令の改正） ①家畜および畜産物履歴管理に関する法律施行令の一部を次のとおり改正する。

第4条第2号エ目中「畜産物衛生管理法」第24条にともなう畜産物輸入販売業の申告を"を"「輸入食品安全管理特別法」第15条にともなう輸入食品等輸入・販売業の営業登録を"とする。

②健康機能食品に関する法律施行令の一部を次のとおり改正する。

第2条第2号を削除する。

第19条の3第1項および同条第6項第2号中"法第6条第1項・第2項"を、それぞれ"法第6条第2項"とする。

第20条第1項第4号を削除する。

別表1第2号の業種欄中"健康機能食品輸入業・販売業"を"健康機能食品販売業"とする。

③食品安全基本法施行令の一部を次のとおり改正する。

第14条第1号中"食品添加物製造業者、食品等輸入販売業者"を"食品添加物製造業者"とし、同条第2号中"健康機能食品製造業者、健康機能食品輸入業者"を"健康機能食品製造業者"とするとともに、同条第3号中"鶏卵加工業者、畜産物輸入販売業者"を"鶏卵加工業者"とし、同条に第6号を次のとおり新設する。

6. 「輸入食品安全管理特別法」による輸入食品等輸入・販売業者

④食品衛生法施行令の一部を次のとおり改正する。

第10条の4を削除する。

第21条第5号イ目5) を削除し、同目6) 中"5) まで"を"4) まで"とする。

第25条第2項第5号中"健康機能食品製造業、健康機能食品輸入業"を"健康機能食品製造業"とする。

第30条を削除する。

第58条第4号中"製造・加工、輸入"を"製造・加工"とする。

第63条第1項第3号中"第9条第4項（法第88条において準用する場合を含む）、第19条第1項"を"第9条第4項（法第88条において準用する場合を含む）"とする。

第65条第1号、第1号の2および第1号の3をそれぞれ削除し、同条第16号中"法第81条第1号、第1号の2（この条第2号および第3号により委任された権限にともなう聴聞に限定する）、第2号"を"法第81条第2号"とするとともに、同条第17号の2中"法第92条第3号（この条第1号により委任された権限にともなう手数料のみ該当する）、第3号の2、第4号"を"法第92条第4号"とする。

別表2第2号ウ目を削除する。

⑤畜産物衛生管理法施行令の一部を次のとおり改正する。

第18条の4を削除する。

第19条第1項各号以外の部分中"営業者または販売を目的とするか、もしくは営業に使用する目的で畜産物を輸入した者は、法第11条、第12条または第15条に"を"営業者は、法第11条または第12条に"とし、同項第3号を削除する。

第21条第7号エ目を削除する。

第31条第1項第2号および第4号をそれぞれ削除する。

第4条 (他の法令との関係) この令施行当時、他の法令において従来の「食品衛生法施行令」・「健康機能食品に関する法律施行令」・「畜産物衛生管理法施行令」または、その規定を引用した場合、この令中においてそれに該当する規定があるときには、従来の「食品衛生法施行令」・「健康機能食品に関する法律施行令」・「畜産物衛生管理法施行令」または、その規定に代えて、この令またはこの令の該当規定を引用したものとみなす。

[別表 1]

営業停止処分に替えて賦課する課徴金の算定基準（第9条関連）

1. 一般基準

- ア. 営業停止1ヶ月は30日を基準とする。
- イ. 営業停止処分に替えて賦課する課徴金の基準となる売上金額は、処分日が属す年度の前年度1年間の総売上金額を基準とする。ただし、新規事業・休業などによって1年間の総売上金額を算出することができない場合には、四半期別・月別または日別の売上金額を基準として年間総売上金額に換算して算出する。
- ウ. イ目にもかかわらず課徴金の算定金額が2億ウォンを超過する場合には、2億ウォンとする。

2. 課徴金の基準

業種 等級	年間売上金額（単位：百万ウォン）		営業停止1日に 該当する課徴 金の金額 （単位：万ウォ ン）
	輸入食品等の輸入・販売業 および輸入食品等の保管業	輸入食品等の申告代行業お よび輸入食品等のインター ネット購買代行業	
1	20 以下		5
2	20 超過 30 以下	20 以下	8
3	30 超過 50 以下	20 超過 30 以下	10
4	50 超過 100 以下	30 超過 50 以下	13
5	100 超過 150 以下	50 超過 100 以下	16
6	150 超過 210 以下	100 超過 150 以下	23
7	210 超過 270 以下	150 超過 210 以下	31
8	270 超過 330 以下	210 超過 270 以下	39
9	330 超過 400 以下	270 超過 330 以下	47
10	400 超過 470 以下	330 超過 400 以下	56
11	470 超過 550 以下	400 超過 470 以下	66
12	550 超過 650 以下	470 超過 550 以下	78
13	650 超過 750 以下	550 超過 650 以下	88
14	750 超過 850 以下	650 超過 750 以下	94
15	850 超過 1,000 以下	750 超過 850 以下	100
16	1,000 超過 1,200 以下	850 超過 1,000 以下	106
17	1,200 超過 1,500 以下	1,000 超過 1,200 以下	112
18	1,500 超過 2,000 以下	1,200 超過 1,500 以下	118
19	2,000 超過 2,500 以下	1,500 超過 2,000 以下	124
20	2,500 超過 3,000 以下	2,000 超過 2,500 以下	130
21	3,000 超過 4,000 以下	2,500 超過 3,000 以下	136
22	4,000 超過 5,000 以下	3,000 超過 4,000 以下	165
23	5,000 超過 6,500 以下	4,000 超過 5,000 以下	211

24	6,500 超過 8,000 以下	5,000 超過 6,500 以下	266
25	8,000 超過 10,000 以下	6,500 超過 8,000 以下	330
26	10,000 超過	8,000 超過 10,000 以下	367
27		10,000 超過	404

[別表 2]

過怠料の賦課基準（第16条関連）

1. 一般基準

ア. 違反行為の回数による過怠料の賦課基準は、最近2年間に同一の違反行為をした場合に適用する。この場合、違反行為に対して過怠料賦課処分を行った日とその処分の後に再度同一の違反行為をして摘発された日を基準として違反回数を計算する。

イ. 食品医薬品安全処長は、次のいずれか一つにあたる場合には、第2号の個別基準による過怠料金額の2分の1の範囲でその金額を減額することができる。ただし、過怠料を滞納している違反行為者に対しては、その限りではない。

- 1) 違反行為者が「秩序違反行為規正法施行令」第2条の2第1項各号のいずれか一つに該当する場合
- 2) 違反行為者が違反行為を直接訂正または是正して違反状態を解消した場合
- 3) その他、違反行為の程度、違反行為の動機およびその結果などを考慮して、過怠料を減らす必要があると認められる場合

ウ. 食品医薬品安全処長は、次のいずれか一つに該当する場合には、第2号の個別基準による過怠料金額の2分の1の範囲でその金額を増額することができる。ただし、金額を増やす場合であっても本法第46条第1項および第2項による過怠料金額の上限を超えることはできない。

- 1) 違反の内容および程度が重大で、これによる被害が大きいと認められる場合
- 2) 本法違反状態の期間が6ヶ月以上の場合
- 3) その他、違反行為の程度、違反行為の動機およびその結果などを考慮して過怠料を増やす必要があると認められる場合

2. 個別基準

違反行為	根拠となる法律文	過怠料の金額（単位：万ウォン）		
		1回目の違反	2回目の違反	3回目以上の違反
ア. 本法第17条第1項に違反して衛生教育を受けない場合	本法第46条第1項第1号	30	60	90
イ. 本法第18条によって営業者が守らなければならない事項のうち、総理令で定める軽微な事項を守らない場合	本法第46条第2項	30万ウォン以上300万ウォン以下の範囲で総理令で定める金額		
ウ. 本法第26条第1項に違反して教育を受けない場合	本法第46条第1項第2号	30	60	90
エ. 本法第28条第1項による命令に違反した場合	本法第46条第1項第3号	200	300	400

韓国 輸入食品安全管理特別法 施行令（仮訳）

2016年7月作成

日本貿易振興機構（ジェトロ）農林水産・食品部 農林水産・食品課
〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32
Tel. 03-3582-5186

禁無断転載